

尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー募集要項

第1条 目的

尼崎市では、市が管理する市道の安定的な維持管理のため、市が管理する歩道橋、ペDESTリアンデッキなど道路施設（以下「施設」といいます。）の愛称（以下「愛称」といいます。）を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」といいます。）の対価（以下「ネーミングライツ料」といいます。）により、安全で安心な道路環境づくりを推進することを目的に、ネーミングライツを取得する企業（以下「ネーミングライツパートナー」といいます。）を募集します。

なお、ネーミングライツパートナーとなつていただいた法人は、施設に企業名、店舗・事務所名、ロゴマークを表示することで、法人自らを幅広くPRすることができるのと同時に、適正な道路の維持管理への支援を通じた社会貢献にもつながります。

第2条 対象施設

別添1のとおり

※対象施設について、点検等で早期の補修が必要と判断された場合は、対象から除外することがあります。また、ご応募いただいた後に補修の必要が判明した場合は、原則としてネーミングライツパートナー候補法人の決定通知までにお知らせします。

第3条 公募の概要

(1) 応募資格

ア 「尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー事業実施要綱第4条」に規定するネーミングライツパートナーの基準を満たす法人が応募できます。

イ 市は、応募のあった法人が暴力団等であるか否かについて、兵庫県警察本部に意見を聴くことがあります。

尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー事業実施要綱（抜粋）

第4条 ネーミングライツパートナーの基準

- 1 ネーミングライツパートナーは、法人とします。
- 2 次のいずれかに該当する者は、ネーミングライツパートナーの対象外とします。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者
 - (3) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条各号に規定する者及び第2条各号に規定する者と密接な関係を有する者
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者
 - (5) ネーミングライツパートナーの募集を開始する日から、その6ヶ月前の日までに

市の指名停止を受けたことがある者又は募集を開始する日以降に当該指名停止を受けた者

(6) 国税又は地方税を滞納している者

(7) その他ネーミングライツパートナーに適当でないと市が認める者

(2) ネーミングライツ料

1 施設当たりの最低価格を年額 15 万円とします。愛称表示は 2 箇所までできます。ただし、JR 尼崎北側ペデストリアンデッキについては、最低価格を年額 30 万円とします。愛称表示は 4 箇所までできます。

※ 1 複数の施設への応募が可能です。

2 応募金額は 1 万円単位とします。

3 ペデストリアンデッキは 1 箇所表示箇所が増えるごとに最低価格が年額 6 万円追加とします。

4 消費税及び地方消費税は、別途ご負担いただきます。

5 別途、愛称の表示及び契約期間満了時等の愛称の抹消又は撤去に要する経費をご負担いただきます。

(3) 契約期間

契約区分	契 約 満 了 日
3 年契約	契約開始日から 3 度目の 3 月 31 日

ただし、第 1 期募集期間は契約開始日から 4 度目の 3 月 31 日とする

(4) 愛称使用開始日

申し込み月の翌々月（予定）

※ 具体的な表示内容、方法等の協議の進捗状況によって遅れる場合があります。

※ 第 1 期募集期間は、募集期間末月の翌々月（予定）

(5) 愛称

ア 愛称は、「尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー事業実施要綱第 3 条」に規定する愛称の基準を満たすものとしてください。

イ 愛称は、別添 1 「対象施設一覧表」の名称等を最後尾に表記してください。

例) ○○株式会社アミングデッキ

例) ○○株式会社△△歩道橋

ウ 契約期間中における愛称の変更は、原則としてできません。

尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー事業実施要綱（抜粋）

第 3 条 愛称の基準

1 愛称は、現在の名称に、企業名、店舗・事務所名、ロゴマークを付けたものとします。

2 愛称は、日本語及び英語アルファベットに限るものとします。（商業登記規則におい

て企業名が日本語及び英語アルファベット表記等に限られるため)

- 3 信号や標識等と誤認させるような愛称は認められません。
- 4 近隣の地域名を含むなど、施設の所在地を誤認させるような愛称は認められません。
- 5 名称には、次の各号のいずれかに該当するものを使用することはできません。
 - (1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - (2) 社会問題についての主義・主張
 - (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (5) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (8) 法令、規則等に反するもの
 - (9) 求人広告に関するもの
 - (10) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
 - (11) 貸金業に関するもの
 - (12) 個人の氏名
 - (13) その他施設の愛称として適当でないと市が認めるもの
- 6 尼崎市屋外広告物条例（平成 20 年尼崎市条例第 47 号）、尼崎市屋外広告物条例施工規則（平成 21 年尼崎市規則第 61 号）、尼崎市広告掲載要綱及び尼崎市広告掲載基準を遵守するものとします。

第 4 条 愛称の表示

- (1) 愛称の表示は、ネーミングライツパートナーに費用を負担して実施していただきます。
- (2) 施工にあたっては、市の指示に従っていただきます。
- (3) 愛称の表示にあたっては、次の基準を満たす必要があります。

ネーミングライツパートナー候補法人に内定した後、具体的な表示内容、方法等を提示いただき、詳細について協議します。
- (4) ペDESTリアンデッキの表示箇所については、別添 2 の赤色で表記する範囲から選択するものとします。赤色の箇所以外の場所を希望する場合は、別途協議することとします。

ア 表示面積

次のいずれをも満たすものであることとします。

- ① 既存の施設名称、所在地名等の表示面積を含め、1 面当たりの面積が 5 m²以内
 - ② 愛称を表示する壁面の面積の 5 分の 1 以内
- ※ ただし、原則として、施設は現状有姿で表示可能な範囲に愛称を表示いただくこ

とになります。(既存の信号、標識等の移設、雑木の撤去等はいりません。)

そのため、施設の構造、形状等及び既存の信号、標識等の設置状況によっては、上記①・②の面積を確保できない場合があります。

イ 表示方法

- ① 橋桁(化粧パネル含む)にシールを貼り付けることにより表示すること。
- ② 既存の名称表示がある面は、必ず名称を表示すること。
- ③ 所在地名等が表示された部分に愛称を表示する場合は、所在地名等を復元すること。

ウ 文字、ロゴマーク

- ① 1文字最大で30cm角までとする。
- ② ロゴマークは1文字以内の大きさまでとする。

エ 色彩等

- ① 文字及びロゴマークは単色とし、蛍光色、反射性の強い色は使用しないこと。
- ② 文字及びロゴマークに赤、黄、緑、青を使用する場合は、ドライバーが信号又は標識と誤認しないよう配慮すること。
- ③ 地色は、愛称を表示しようとする部分の周囲と同色又は歩道橋の場合においては、文字及びロゴマークの色と施設壁面が類似色の場合は、地色を白とすることができます。

オ その他

- ① 文字、ロゴマーク及び地色の色彩、形状等の統一性、施設との調和に十分配慮すること。
- ② 信号や標識等と誤認させるようなもの等、施設に表示する内容、方法等として不適当なものでないこと。
- ③ 近隣の地域名を含むなど、歩道橋等の所在地を誤認させる愛称でないこと。
- ④ 尼崎市屋外広告物条例(平成20年尼崎市条例第47号)、尼崎市屋外広告物条例施工規則(平成21年尼崎市規則第61号)、尼崎市広告掲載要綱及び尼崎市広告掲載基準を遵守するものとする。
- ⑤ 提案いただいた歩道橋の愛称表示のデザインの詳細については、本市が交通管理者等と協議したうえ、第8条に定める選考委員会において決定します。また必要に応じて、デザインの再提案を求める場合がありますが、提案価格の変更は行いません。

第5条 施工方法について

(1) 製品例

下記以外を使用する場合は、申請時に協議するものとします。

- ア 3年(別途市と交わす契約による)以上の耐候性を有する屋外用製品で、塗装面に貼り付けた実績のあるもの。

- イ 1年を通して外気及び歩道橋等の温度に耐えうるキャスト製法のもの。
- ウ 材質は、ポリ塩化ビニルフィルム又はアクリルフィルムを想定している。
- エ 粘着力は、19N（JIS Z0237 に準じる）相当以上とする。
- オ 厚さは、粘着剤を含め、印刷フィルムは0.09mm 以下、ラミネートフィルムは0.08mm 以下（JIS K7130 に準じる）とする。
- カ 粘着剤面にガラスビーズを含める等、印刷フィルムの剥離時の糊残りを少なくする機能があること。
- キ 貼り付けた表面にフッ素コートによる防汚処理がされていること。
- ク 紫外線カット率（JIS A5759 に準じる）が 98%相当以上であること。

(2) その他

メーカーが指定する貼付方法に従って施工すること。

第6条 施工者について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による土木工事業に係る建設業の許可を有することとします。

第7条 申込方法

(1) 募集期間

随時募集を受け付けます。申請書類を受理した場合は、月末の時点で応募のあった施設の募集を締め切り、選考手続を行います。ただし、第1期募集期間（令和7年10月27日（月）～12月26日（金））は、12月26日（金）を募集の締め切りとします。

(2) 応募方法

ア 持参の場合 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

イ 郵送の場合 到着日を受付日として取り扱います。

(3) 応募書類

- ① 尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 法人の概要（様式3）
- ④ 役員一覧表（様式4）
- ⑤ 設置予定の製品、維持管理方法（様式5）
- ⑥ 法人登記事項全部証明書
- ⑦ 印鑑証明書
- ⑧ 市税事務所の発行する全税目の納税証明書（3）（「市税及びこれに付随する延滞金等で未納のないこと」の納税証明書）（直近1年分）

※ 応募書類は返却できませんので、ご留意願います。

(4) 提出部数

2部（正本・副本各1部）ご提出ください（ただし、副本の添付資料は写しで可。）。

第8条 選考方法等

(1) ネーミングライツパートナー候補法人の内定

ア 応募内容が応募基準を満たしているかを審査し、尼崎市都市整備局土木部長を委員長とする選考委員会にて第8条(1)イに従いネーミングライツパートナー候補法人（以下「候補法人」という。）を選考します。

イ 最も高額 of ネーミングライツ料を提示した応募が複数の場合は、くじにより候補法人を内定します。

(2) 愛称の表示の内容、方法等及び工事内容等の協議

候補法人に内定した後、具体的な表示内容、方法等を提示いただき、詳細について協議します。

(3) ネーミングライツパートナーの決定等

ア 上記(2)の協議の結果、合意に至った場合、候補法人をネーミングライツパートナーに決定します。

イ ネーミングライツパートナーを決定したことを応募者全員に通知します。

ウ 市とネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ契約を締結します。

エ 記者発表及び市ホームページにより、その内容を公表します。

第9条 申し込み・問い合わせ先

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館6階

尼崎市 都市整備局 土木部 道路課 管理担当

電話：06-6489-6480

FAX：06-6488-8883

e-mail：ama-douro@city.amagasaki.hyogo.jp